

協議第33号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成15年12月18日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

- (1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。
- (2) 新市の議会議員の定数は、30人とする。

平成 年 月 日確認